手続名	根拠法令名・根拠規定	オンライン化できない理由(内容)等
<在外選挙関連>		
在外選挙人名簿申請(登録)	公職選挙法第30条の5	在外選挙人名簿への登録申請は、不正防止等の観点より本人の出頭が義務づけられているほか、添付・提示書類(旅券等)が必要であることより、そもそも電子申請の対象となっていないため。
<証明申請関連>		
国籍証明	外務省設置法第4条	申請時:本人出頭が必要であり、窓口において旅券による本人確認を行うほか、証明の原本となる戸籍抄本の提出を求めている。 交付時:本証明書は外国の官憲等に対して提出するもの。相手国官憲が、館長印及び署名のオリジナルを 求めるのが通例となっている。
身分上の事項に関する証明(出生・婚姻・死亡等)	外務省設置法第4条	申請時:本人出頭が必要。事情がある場合は委任状を提出。各身分上の事実を証明する書類(戸籍謄本等)の提出を求めている。 交付時:本証明書は外国の官憲等に対して提出するもの。相手国官憲が、館長印及び署名のオリジナルを 求めるのが通例となっている。
職業証明	外務省設置法第4条	申請時:本人出頭が必要。事情がある場合は委任状を提出。本人確認ができる公文書(旅券等)、及び国または地方自治体が発給した免許証等の原本の提出が必要。 交付時:本証明書は外国の官憲等に対して提出するもの。相手国官憲が、館長印及び署名のオリジナルを求めるのが通例となっている。
翻訳証明	外務省設置法第4条	申請時:わが国の官公庁の発給した公文書の現地語訳への翻訳文が原文書の忠実な訳文であることを確認するため、原文書原本の確認が必要。 交付時:申請人が作成した翻訳文に直接、証明内容を記入し、館長印を捺印、署名するため。本証明書は 外国の官憲等に対して提出するもの。相手国官憲が、館長印及び署名のオリジナルを求めるのが通例と なっている。
署名又は印章の証明(官公署、公証 人、特殊法人、私立学校等の文書に係 る物)	外務省設置法第4条	申請時:対象となる文書について下記事項の確認が必要 1.公文書等であること 2.現に有効な文書であること 3.証明の対象である署名、印章が真正であること。 4.原文書の署名が肉筆であり、公印は職印または、当該機関の印であること。 5.印章が朱肉、墨肉、スタンプインキで押印またはシールプレスであること。 6.申請人が証明を受けようとする公文書を所持していること。 交付時:本証明書は外国の官憲等に対して提出するもの。相手国官憲が、館長印及び署名のオリジナルを求めるのが通例となっている。
署名又は印章の証明 (一般人に係る 物)	外務省設置法第4条	申請時:領事窓口において、担当官の面前で申請者が申請書または、実際に諸手続等で提出する書類に署 名、または捺印する必要がある。 交付時:提出する書類がある場合は、証明書と提出書類を綴り合わせ、館長印で割印するため。
遺骨証明	外務省設置法第4条	申請時:申請時に遺骨の確認及び、遺骨本人の死亡を確認できる書類(外国文)、故人の遺骨または遺体 であることが確認できる文書(外国文)の提出が必要。 交付時:証明書交付時に、遺骨の梱包・封蝋を行うため。

別添国3A 国の行政機関が扱う申請·届出等手続で15年度までにオンライン化実施が困難な手続

<旅券関連>		
外務大臣に対する一般旅券の申請	旅券法3条1項ただし書	通常、一般旅券の申請は都道府県知事を通じて行うこととなっている。しかし、法3条1項ただし書に基づき、海外での親族等の病気、事故、天災等による死亡、危篤、入院等により、関係者が緊急に渡航しなければならない事情等がある場合には、対面審査による方が緊急処理に適している(ほぼ即日で対応している)。
外務大臣に対する一般旅券の渡航先の 追加申請	旅券法8条1項	通常、一般旅券の申請は都道府県知事を通じて行うこととなっている。しかし、法3条1項ただし書に基づき、海外での親族等の病気、事故、天災等による死亡、危篤、入院等により、関係者が緊急に渡航しなければならない事情等がある場合には、対面審査による方が緊急処理に適している。
外務大臣に対する一般旅券の訂正新規 発給申請	旅券法9条1項本文	通常、一般旅券の申請は都道府県知事を通じて行うこととなっている。しかし、法3条1項ただし書に基づき、海外での親族等の病気、事故、天災等による死亡、危篤、入院等により、関係者が緊急に渡航しなければならない事情等がある場合には、対面審査による方が緊急処理に適している。
外務大臣に対する一般旅券の訂正申請	旅券法9条1項ただし書	通常、一般旅券の申請は都道府県知事を通じて行うこととなっている。しかし、法3条1項ただし書に基づき、海外での親族等の病気、事故、天災等による死亡、危篤、入院等により、関係者が緊急に渡航しなければならない事情等がある場合には、対面審査による方が緊急処理に適している。
外務大臣に対する一般旅券の再発給申 請	旅券法10条1項	通常、一般旅券の申請は都道府県知事を通じて行うこととなっている。しかし、法3条1項ただし書に基づき、海外での親族等の病気、事故、天災等による死亡、危篤、入院等により、関係者が緊急に渡航しなければならない事情等がある場合には、対面審査による方が緊急処理に適している。
外務大臣に対する一般旅券の有効期間 内新規発給申請	旅券法10条の2	通常、一般旅券の申請は都道府県知事を通じて行うこととなっている。しかし、法3条1項ただし書に基づき、海外での親族等の病気、事故、天災等による死亡、危篤、入院等により、関係者が緊急に渡航しなければならない事情等がある場合には、対面審査による方が緊急処理に適している。
	旅券法12条2項	通常、一般旅券の申請は都道府県知事を通じて行うこととなっている。しかし、法3条1項ただし書に基づき、海外での親族等の病気、事故、天災等による死亡、危篤、入院等により、関係者が緊急に渡航しなければならない事情等がある場合には、対面審査による方が緊急処理に適している。
外務大臣に対する公用旅券の新規発給 請求(国外)	旅券法4条1項	公用旅券の発給請求を請求者が領事館に出頭して行う場合には、請求者が正当な受給資格者であることを 確認するため、請求時の出頭は不可欠である。
外務大臣に対する公用旅券の渡航先の 追加請求(国外)	旅券法8条2項	公用旅券の渡航先の追加請求を行う場合には、渡航先の追加の必要性について、請求時に請求者が疎明す る必要があるので、請求時の出頭は不可欠である。
外務大臣に対する公用旅券の記載事項 の変更による新規発給請求(国外)	旅券法9条2項	公用旅券の訂正に伴う新規発給の請求を行う場合には、その必要性及び請求者が正当な受給資格者である ことを確認するため、請求時の出頭は不可欠である。
外務大臣に対する公用旅券の再発給請 求(国外)	旅券法10条2項	紛失旅券に絡む旅券の不正使用対策上、紛失の経緯等を対面審査により情報収集することにより、迅速な 対処が可能となる。また、損傷旅券による再発給申請については、当該損傷旅券の提出を受けて、その状 態を確認する必要がある。
外務大臣に対する公用旅券の有効期間 内の発給請求(国外)	旅券法10条の2	公用旅券の有効期間内の新規発給の請求を行う場合には、その必要性及び請求者が正当な受給資格者であ ることを確認するため、請求時の出頭は不可欠である。
外務大臣に対する公用旅券の査証欄増 補請求(国外)	旅券法12条2項	公用旅券の査証欄の増補請求を国外において行う場合には、公用旅券を付して請求を行う必要があるた め。また、在外では、通常申請と交付をワンストップで行っている手続である。
領事官に対する一般旅券の発給申請 (国外)	旅券法 3 条 1 項	国外に在留する邦人については、公的個人認証サービスの電子証明書の発給を受けられないため、本人確 認等が困難であるためオンライン化は困難。

別添国3A 国の行政機関が扱う申請・届出等手続で15年度までにオンライン化実施が困難な手続

領事官に対する一般旅券の渡航先の追 加申請(国外)		国外に在留する邦人については、公的個人認証サービスの電子証明書の発給を受けられないため、本人確認等が困難であるためオンライン化は困難。 法8条1項に基づく一般旅券の渡航先の追加は、その旅券自体が、特定の必要性に基づいて発給された限定旅券(法4条の2、法5条2項及び同3項)であるので、改めて渡航先を追加する場合でも、その必要性及び追加すべき渡航先を特定する必要があり、申請者との対面審査が必要である。
領事官に対する一般旅券の訂正新規発 給申請(国外)	旅券法9条1項本文	国外に在留する邦人については、公的個人認証サービスの電子証明書の発給を受けられないため、本人確 認等が困難であるためオンライン化は困難。
領事官に対する一般旅券の訂正申請 (国外)	旅券法9条1項ただし書	国外に在留する邦人については、公的個人認証サービスの電子証明書の発給を受けられないため、本人確 認等が困難であるためオンライン化は困難。
領事官に対する一般旅券の再発給申請 (国外)	旅券法10条1項	国外に在留する邦人については、公的個人認証サービスの電子証明書の発給を受けられないため、本人確 認等が困難であるためオンライン化は困難。 紛失旅券に絡む旅券の不正使用対策上、紛失の経緯等を対 面審査により情報収集することにより、迅速な対処が可能となる。また、損傷旅券による再発給申請につ いては、当該損傷旅券の提出を受けて、その状態を確認する必要がある。
領事官に対する一般旅券の有効期間内 新規発給申請(国外)	旅券法10条の2	国外に在留する邦人については、公的個人認証サービスの電子証明書の発給を受けられないため、本人確認等が困難であるためオンライン化は困難。法10条の2第3号の手続は、法10条の2第1号及び同2号に該当しない場合で、外務大臣又は領事官が申請者の保護又は渡航の便宜のために必要なとき(例えば、滞在査証の取得に、2年以上の旅券の残存有効期間を求める場合等)に例外的に認める手続であり、右必要性の認定のため対面審査が必要である。
領事官に対する一般旅券の査証欄増補 申請(国外)	旅券法12条1項	国外に在留する邦人については、公的個人認証サービスの電子証明書の発給を受けられないため、本人確 認等が困難であるためオンライン化は困難。
領事官に対する一般旅券の紛失又は焼 失の届出(国外)	旅券法17条	国外に在留する邦人については、公的個人認証サービスの電子証明書の発給を受けられないため、本人確 認等が困難であるためオンライン化は困難。
旅券(一般・公用)の交付(国内・国外)	旅券法7条1項及びこの準用	国が扱う旅券 (一般・公用) の交付は、旅券冊子という電子化困難な現物が手続の対象であり、また、対 面審査による本人確認が必要である。
帰国のための渡航書の発給	旅券法19条の3第2項	法19条の3第2項に基づく渡航書の発給申請は、日本国籍の確認の他同条1項の発給要件に該当するか どうかについての確認が必要であるので、本人又は関係者の出頭は不可欠である。また、通常、申請と交 付はワンストップで行っている手続である。
所 管 手 続 数 合 計	31	

(注)1 本表は、平成15年度までにオンライン化を実施することが困難であるものについて記載する(別添国2Aのうち該当するものを転記)。